



令和6年4月26日

国土交通省関東地方整備局

高崎河川国道事務所

河川愛護モニターを募集します

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下、河川愛護思想の普及啓発及び河川の維持管理の適正を期するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

現在委嘱させていただいている方の任期が6月末をもって満了することから、新たに河川愛護モニターを公募します。

期 間：令和6年7月1日～令和8年6月30日（2年間）

活動内容：日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えること。

活動範囲：烏川、碓氷川、鎌川、神流川の一部（別紙「河川愛護モニター配置表」をご覧下さい）

応募方法：国土交通省高崎河川国道事務所ホームページ又は同事務所及び高崎出張所窓口に備え付けの応募要綱をお読みのうえ、指定の応募用紙に必要事項を記載し、郵送またはFAXにて応募先に送付してください。

応募締切：令和6年5月20日（月）必着

その他：詳細は別添をご覧下さい。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） FAX：027-345-6091

副 所 長 松村 卓海 （内線：206）

河川管理課長 安山 桃子 （内線：331）

河川愛護モニターを募集します

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の維持管理の適正を期するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

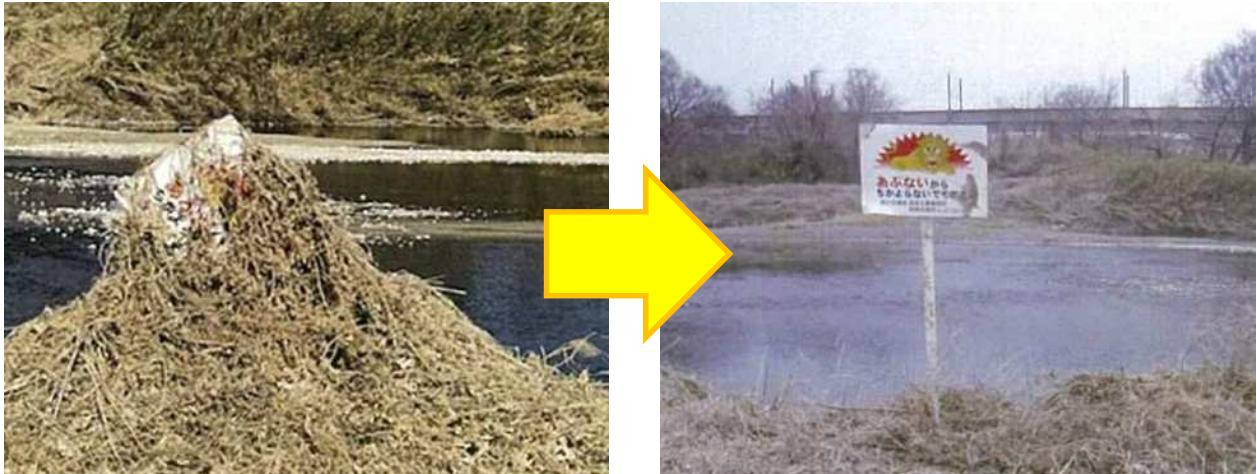
現在委嘱させて頂いている方の任期が6月末をもって満了することから、新たに河川愛護モニターを以下により公募することに致しましたので、興味のある方は、応募要綱をお読みのうえ、別紙河川愛護モニター応募用紙に必要事項を記載し、下記の応募先に送付してください選考のうえ、6月中旬に結果を応募者の皆様全員に郵送でお知らせします。

- 活動内容は、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることなどです。
(詳しくは、別紙応募要綱をご覧ください。)
過去2年間においては、地域住民からの河川の整備等に関する要望、河川利用上の障害、不法投棄や施設の異常などの情報について、300件を超える提供を頂き、河川の維持管理に役立てております。
- 期間は、令和6年7月1日から令和8年6月30日まで（2年間）
- お願いする河川は、烏川、碓氷川、鎌川、神流川の一部で、次の3ブロック(各1名)です。
(別紙「河川愛護モニター配置表」参照)
 - ① 烏川及び碓氷川
・高崎市並木町（君ヶ代橋下）～鎌川合流点
・高崎市下豊岡町（八千代橋上流700m）～烏川合流点
 - ② 烏川及び鎌川
・鎌川合流点～利根川合流点
・高崎市山名町（鎌川橋下）～烏川合流点
 - ③ 神流川
・藤岡市浄法寺（神流川筋合堰下）～烏川合流点
- 応募資格は、烏・神流川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の心身とも健康な方で、上記①～③の活動範囲の近隣（おおむね5km以内）に居住する方
- 手当 月額 4,500円
- 応募方法は、国土交通省高崎河川国道事務所ホームページ、事務所、高崎出張所窓口に備え付けの応募要綱をお読みのうえ、別紙河川愛護モニター応募用紙に必要事項を記載し応募先に送付してください。
- 応募締切は、令和6年5月20日（月）必着です。
- 応募・問い合わせ先は、下記までお願いいたします。

高崎河川国道事務所 河川管理課
河川愛護モニター担当 あて
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6041 FAX 027-345-6091

河川愛護モニターから頂いた報告について、 対応を行った事例を紹介します。

○「看板が草に埋もれて傾きほとんど見えない」との報告を受け、草の刈り取りと補修を行った事例



○「車のタイヤが不法投棄されている」との報告を受け、回収を行った事例



○「樹木が台風で、堤防上に倒れて通行に支障がある」との報告を受け、回収を行った事例



河川愛護モニター応募用紙

フリガナ 氏名	【生年月日】 昭和・平成 年 月 日			性別	男・女
現住所					
電話 (自宅) - - - (携帯) - - -	職業				
所 属 す る 団 体 (組織名・役職)					
活動範囲の希望 (ブロック番号を一つ選択してください。第2希望がない場合は選択しないで結構です)	第一希望(①・②・③)		第二希望(①・②・③)		
希望ブロックまでの距離 (現住所から、上で希望したブロックまでの距離をそれぞれ記載してください)	第一希望(km)		第二希望(km)		
過去の河川愛護モニターの経験	有・無				
鳥・神流川等河川に接する機会 ・河川に遊び等に行く頻度や、場所、内容を具体的に記載してください。					
河川愛護への関心 ・応募理由を記載してください。 ・河川のどのようなことに特に関心があるか具体的に記載してください。					
河川愛護モニターの活動を行う際に活かせるアピールポイント (例)写真、水生生物に詳しい					
これまでに自治体等の地域に密着した活動へ参加した経験 ・過去又は現在の活動経験があれば記載してください。 ・過去又は現在の地域等の役員の就任経験があれば記載してください。					

※ご提供いただいた個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って、厳正に取り扱います。

令和6・7年度 烏・神流川等河川愛護モニター応募要綱

国土交通省高崎河川国道事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の維持管理の適正を期するために、河川愛護モニター制度を実施して参りました。

現在委嘱させていただいている方の任期が6月末をもって満了することから、新たに河川愛護モニターを以下により公募することに致しました。

1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は下記の「河川愛護モニター心得」のもとに次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（一月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①地域住民等から河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望等を認めた場合。
- ②河川環境が損なわれる、又は河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した時。
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。
- ⑤年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民に対し河川愛護思想の普及啓発に努めていただきます。

○愛護モニター心得

- 一．河川の状況に関する日常知り得た情報を河川管理者に提供してください。
- 一．河川の状況に関する地域の方々の要望等を河川管理者に提供してください。
- 一．より良い河川環境の創出のため、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めてください。
- 一．違法行為を発見した場合は、直接警告等はせずに河川管理者に連絡してください。

2. 活動範囲

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ①烏川 | 高崎市並檍町地先（君ヶ代橋下）～鏑川合流点 |
| 及び碓氷川 | 高崎市下豊岡町地先（八千代橋上流700m）～烏川合流点 |
| ②烏川 | 鏑川合流点～利根川合流点 |
| 及び鏑川 | 高崎市山名町地先（鏑川橋下）～烏川合流点 |
| ③神流川 | 藤岡市淨法寺地先（神流川筋合堰下）～烏川合流点 |
- なお、活動範囲については、上記①から③の内の1ブロックを担当していただきます。
(別紙「河川愛護モニター配置表」参照)

3. 応募資格

満20歳以上の心身とも健康な方で、烏・神流川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を有し、上記1. の活動内容を実行できる活動力を有し、上記2. に示す活動範囲の近

隣（概ね5km以内）に居住する方。

4. 応募区間・人員

上記2. 活動範囲①烏川及び碓氷川 人員1名

上記2. 活動範囲②烏川及び錦川 人員1名

上記2. 活動範囲③神流川 人員1名

5. 委嘱の方法と任期

烏・神流川等河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただき、身分証明書を発行します。任期は令和6年7月より2年間です。

下記の場合は、任期内においても委嘱を解除することがあります。

- ・連絡がとれなくなった場合。
- ・応募資格を満たさなくなった場合（川に接する機会がない、河川愛護に関心がない、活動内容を実行できないなど）
- ・その他、河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

6. 募集人数 3名（各ブロック毎に1名）

7. 手 当 月額4,500円

8. 選考方法

- ・所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治体等の地域に密着した活動に参画している方や烏・神流川等河川愛護モニター未経験者を優先とし、河川に接する機会・河川愛護への関心や年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考は高崎河川国道事務所が実施します。
- ・所要の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任する場合があります。
- ・選考結果は郵便にて応募者に通知します。

9. 応募方法

別添「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入の上、令和6年5月20日（月）までに（必着）、郵送またはファックスで応募先にご送付下さい。6月中旬に選考結果を応募者あてに発送いたします。

令和6・7年度烏・神流川等河川愛護モニターの委嘱状の交付及び説明会は、7月上旬に高崎河川国道事務所にて開催を予定しています。

10. 応募先

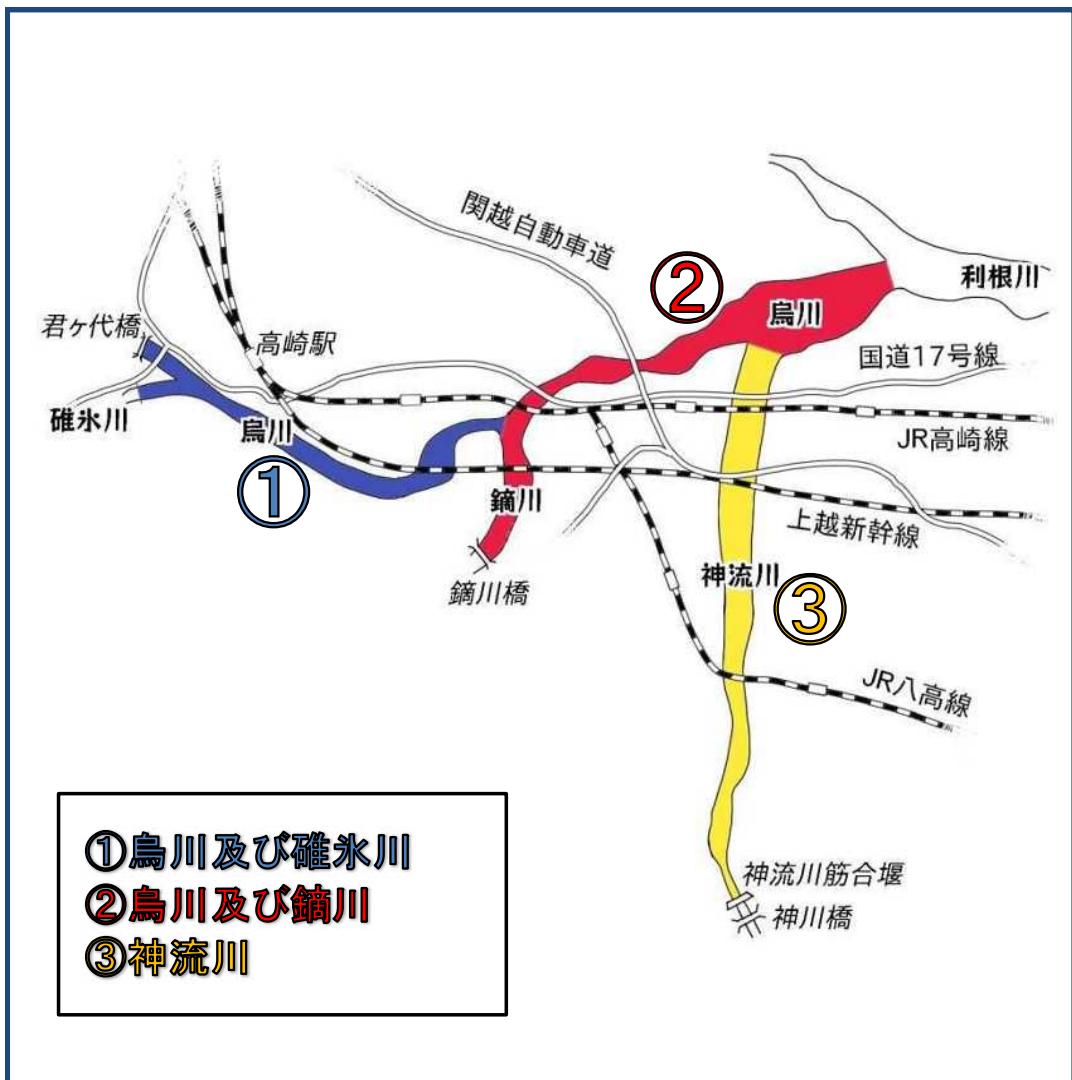
国土交通省 高崎河川国道事務所 河川管理課 河川愛護モニター担当

住 所 : 〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41

電 話 : 027-345-6041 F A X : 027-345-6091

別紙

【河川愛護モニター配置表】



- ①鳴川及び碓氷川
- ②鳴川及び鏑川
- ③神流川